

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、香川町南部土地改良区が土地改良事業（非補助土地改良事業（ほ場整備事業）川東上王子原地区）計画を変更することについて平成22年4月15日認可した。

平成22年4月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀